

***各団体の実状に応じて、条項の文言変更や追加をすること。**

参考

広島大学〇〇〇〇（団体名称）規約

（名称）

第1条 この課外活動団体の名称は、〇〇〇〇（（読み方）、以下「当団体」という。）とする。

（所在地）

第2条 当団体は本拠地を、東広島市鏡山1-7-1の広島大学東広島キャンパスに置く。

（目的）

第3条 当団体は、〇〇〇〇〇〇を目的とする。

例 ・〇〇の技術の向上を図ること

・当団体は、〇〇活動を通じて、構成員相互が親睦を図り、自主性を養い、豊かな人間関係を構築することを目的とする。

（活動内容）

第4条 当団体の活動内容は、次のとおりとする

例 ・〇〇の練習

・〇〇大会への参加

（役員）

第5条 当団体に次の役員を置く。

例 ・代表 1名

・副代表 1名

・会計 1名

（役員の仕事）

第6条 当団体の役員の仕事は、次のとおりとする。

例 ・責任者は団体を代表し、円滑な運営に努める。また、団体運営の全てにおいて責任を負う。

・副責任者は責任者を補佐し、責任者に事故があるときはその仕事を代行する。

・会計は団体の会計及びその他の事務を行う。

（活動費及び会計）

第7条 当団体の経費は、構成員が納入する活動費をもって充てる。

活動費は、月額〇〇円とする。

また、当団体の会計年度は、毎年〇月〇日から〇月〇日とする

（総会）

第8条 当団体の重要な事項を審議するため、総会を開催する。

2 総会においては次の事項を審議・決定する。

・役員を選出

・予算及び決算の承認

・本規約の改廃

・その他の重要事項

3 総会は代表が招集する。なお構成員の3分の1以上からの者から開催の要求があったときは、臨時総会を開催しなければならない。

4 総会・臨時総会ともに、構成員数の過半数の出席をもって成立する。

5 総会・臨時総会ともに、決議は出席者の過半数をもって成立する。

(事故防止の義務)

第9条 当団体は事故を未然に防ぐ、また常に事故を防ぐための最善の努力をする。

万一不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先とする。

2 当団体で飲酒の強要はしない、させない。20歳未満者は飲酒しない、させない。

また飲酒後は自動車・バイク・自転車等を運転しない。

(構成員の責務)

第10条 当団体の構成員は広島大学の指示・指導を厳守するものとする。

附則

この規約は、 年 月 日より施行する。